

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

a. BCP/事業継続

- ・当社は、解体工事業として地域の安全と社会インフラを支える責任を自覚し、災害時においても事業を継続し、迅速な復旧・安全確保に貢献できる体制の構築を重要な経営課題と位置付けています。
- ・当社は、地震等の自然災害を想定した**事業継続力強化計画**を策定し、平時から取引先・協力業者との連携体制を構築することで、有事においても円滑な初動対応と早期復旧を可能とする事業運営に取り組んでいます。
- ・また、解体工事業は、被災建物の安全確保や復旧・復興の初動を担う重要な役割を果たす業種であることから、当社は災害時においても地域の要請に応えられる体制を維持し、二次災害の防止や周辺環境の安全確保に積極的に貢献してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年1月20日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社一建

企業名

代表取締役 鮫島 良一

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。